

## ホストタウン表彰要領

平成 31 年 2 月 ● 日  
内閣官房東京オリンピック競技大会・  
東京パラリンピック競技大会推進本部事務局作成（案）

### （目的）

第 1 条 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長及び内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官（以下「事務局長等」という。）による賞状等の交付は、ホストタウンの推進に貢献した個人又は団体に対して、その功績をたたえることにより、機運の醸成や遺産（レガシー）の創出の更なる進展に寄与することを目的とする。

### （交付の対象）

第 2 条 事務局長等は、ホストタウンの推進に関し、当該各号に掲げる功績又は功労があったと認められる個人又は団体について、賞状、感謝状、表彰状等（以下「賞状等」という。）を交付することができる。

- （1）東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長 特に多大な功績又は功労
- （2）東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 多大な功績又は功労

### （留意事項）

第 3 条 前条に定める賞状等の交付の対象を選考するにあたっては、以下の事項に留意する。

- 一 当該分野において継続的に精進し、多大な功績又は功労を挙げていること。ただし、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策と密接な関係のあるものはこれに限らない。
- 二 同一の功績又は功労に対し、他に類似の賞状等が交付されていないこと。
- 三 営利を主たる目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
- 四 特定の宗教的又は政治的色彩の強い行事等を含まないこと。
- 五 賞状等を交付すべきでないとする特段の事情がないこと。

### （専決処理）

第 4 条 事務局長等の賞状等の交付に関する事項については、極めて重要なものを除き、

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官が専決処理することができる。

(その他)

第5条 本要領に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局が別に定める。

附 則

この決定は、平成31年2月●日から施行する。